



## 福島地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

福島労働局一般公示 第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、福島地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「福島地方最低賃金審議会委員の候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年2月26日

福島労働局長 岡田直樹



記

### 福島地方最低賃金審議会委員の候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、福島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書によりそれぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

##### (2) 推薦締切期日

令和8年3月13日

##### (3) 推薦書の提出先

福島労働局労働基準部賃金室(〒960-8513 福島市花園町5-46)

別紙

令和 年 月 日

福島労働局長  
岡田直樹 殿

推薦者(代表)

住 所

氏 名

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

福島地方最低賃金審議会労働者代表委員の候補者として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職(現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること)	略 歴

内 諾 書

福島労働局長  
岡田直樹 殿

令和 年 月 日

フリガナ  
氏 名

私は、福島地方最低賃金審議会委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。

# 履 歴 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(満 歳)
現 住 所	電話番号 ( )	
勤務先	団体等名称	
	所 在 地	電話番号 ( )
(元号) 年月	学歴・職歴・資格・公職・賞罰	
学 歴		
職 歴		
賞 罰		